

# 家庭用氷かき器の検査マニュアル

制 定 昭和52年11月25日  
一部改正 昭和~~50~~年4月1日  
製 品 安 全 協 会

## 安全性品質について

### 1.(1) 認定基準

組立部、切断部分などにおいて傷害を与える恐れのある部分には、面取り加工などが施されていること。

なお、刃のかしらの角においても面取り加工が施されていること。

(イ) 「ボルトの先端はナットの上面より2ミリメートル以上出していないこと。

(ロ) 「著しく突出していないこと」とは被服などが容易にひっかからない形状のものをいいその限度は別に定める限度見本による。

### 1.(2) 認定基準

#### 1.(4) 基準確認方法

「ハンドルを操作することにより」とは、氷を入れ、氷押えで押えた状態でハンドルを10回操作することをいう。

#### 1.(5) 基準確認方法

「操作により確認すること」とは、氷かき器を水平なテーブルの上に置き、手で軽く前後左右に押しした後、ハンドルを10回操作することをいう。

#### 1.(6) 基準確認方法

刃を取り除いた後、目視により確認すること。

#### 1.(7) 認定基準

「氷入れ内壁と氷押えの間隔」とは、ハンドルを操作したときに、目玉を動かす、泣き声を出す等のために内壁と氷押えに引掛り構造のあるものは、その部分を除いた間隔をいう。

#### 1.(8) 基準確認方法

「スケール等による確認」には、板ゲージによる確認を含む。

#### 1.(10) 基準確認方法

刃の硬度は、刃先裏面の中央部で刃先から約1～3ミリメートルの内部付近3ヶ所を測定してその平均値とする。

## 2. 認定基準

「ハンドルの操作は円滑で」とは、氷をかくときにハンドル及びシャフトにがたつきがなく異常音を生じないことをいう。

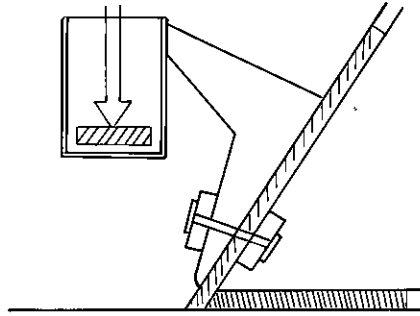
### 3.(1) 基準確認方法

(イ) 「水平な試験台」は、表面のあらさがベニヤ合板程度のあらさで10 kilogramsの荷重を載せたとき著しいたわみがないものであること。基準確認方法3.(2)、4.及び5.の「水平な試験台」についても3.(1)と同じとする。

(ロ) あて板の厚さは10ミリメートルを標準とする。

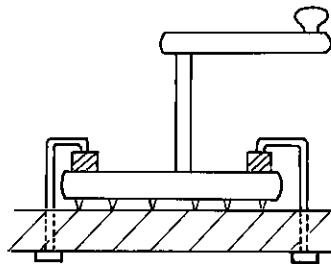
3.(2) 基準確認方法

- (イ) あて板の厚さは10ミリメートルを標準とする。
- (ロ) ハンドルを斜め下に押しながらまわす氷かき器については、下図のように本体を傾斜固定して、氷入れ底板上面に垂直に力が加わる状態にして試験を行ってもよい。

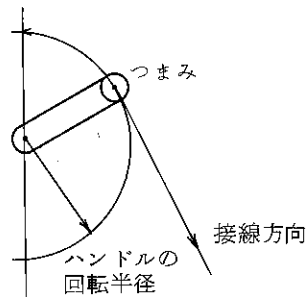


3.(3) 基準確認方法

- (イ) 氷押えを水平に固定するには、下図に示す方法などにより行う。



- (ロ) トルクを加える方向は、下図に示すとおりハンドルの回転半径の接線方向とする。



3.(5) 認定基準

- (イ) 各取付け部とは、次の個所をいう。
  - ハンドルとシャフト
  - シャフトと氷押え
  - 受台又は氷入れにビス、接着剤等で取付けられている部品又は附属品
- (ロ) 「10キログラムの力で引張ったとき」には、治具を取り付けても引張ることのできない部品等がある場合は、その部品等がはずれる方向に押して測定することも含む。

#### 4. 基準確認方法

- (イ) ハンドルを斜め下に押しながらかき氷かき器については 3.(2)の(ロ)と同じ状態にして試験を行ってもよい。
- (ロ) 「操作により確認すること」とは、氷を入れた状態でハンドルを 10 回操作することをいう。

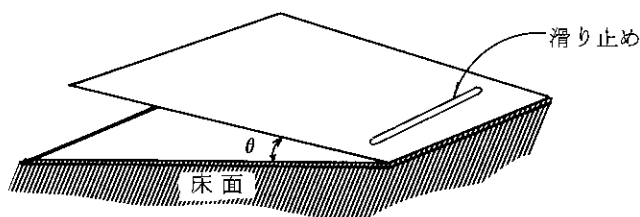
#### 5. 基準確認方法

ふた及び氷入れは、氷かき器が転倒したとき本体からはずれても、き裂、曲がり及び破損の異状がないときは基準に適合するものとする。

#### 6. 基準確認方法

- (イ) 「平坦な傾斜板」は表面のあらさがベニヤ合板程度のあらさで、10 キログムの荷重を載せたとき著しいたわみがないものであること。
- (ロ) 安定性試験において下図の通り傾斜台には滑り止めとして、高さ約 8 ミリメートル、巾約 14 ミリメートルの機木を取り付けて行うものとする。

(参考図)



#### 7.(1) 認定基準

- (イ) 刃の取付け金具とは、製品の外部に露出しているボルト、ナット及びワッシャをいう。
- (ロ) ステンレス鋼とは、日本工業規格 G 4 3 0 3 ~ 1 5 (昭和 4 7 年) ステンレス鋼・耐熱鋼解説の表 1 ステンレス鋼及び耐熱鋼の J I S 規格体系の鋼種組成の項の 1 3 Cr- をいう。

#### 7.(2) 認定基準

ステンレス鋼は、<sup>7(1)</sup>~~6(イ)~~の(ロ)と同じ

#### 7.(4) 認定基準

「直接氷に接触する部分」とは、氷入れ、氷押え及び製氷器のケース（製氷器のケースのないものは除く）とする。

#### 7. 基準確認方法

申請者は、認定基準 7 (1) 及び(2)の検査については材料メーカーの試験成績書の写しを、並びに 7.(4)の検査については、公的検査機関（国又は自治体の試験検査機関若しくは検査協会）の試験に合格した旨の証明書（試験成績書）の写しを提出するものとする。

表示及び取扱説明書について

1. 「容易に消えない方法」とは、手又は布でこすったとき、消滅又ははく離しないことをいう。